

要 旨

防衛省は、わが国の防衛という任務を果たすため、実力組織である陸・海・空自衛隊を中心に様々な組織で構成されている。そのため行政文書の管理においても省が定めた行政文書管理規則（訓令）及び行政文書管理細則（通達）を元に機関等が定める行政文書管理規則（達）が定められ、定められた範囲内でそれぞれの機関が組織の特色に応じた行政文書管理を行っている。

本稿は、防衛省の文書管理の現状を防衛省内の規則と内閣府が作成し公表している管理状況を示し、公文書管理法第5条第5項に基づく保存期間満了時の措置及び国立公文書館が各行政機関に対して実施している研修を中心に考察する。

防衛省を含めたほとんどの行政機関で働く職員は、アーカイブズ学研究者や国立公文書館職員から提起される行政文書管理における様々な考えや問題点について、触れる機会がなく行政機関が定めた規則に従い、業務を遂行している。

筆者は、これらのアーカイブズ学研究者や国立公文書館職員から提起された問題点等について、行政機関側の目で確認を行い、国立公文書館が行う、専門的技術的助言と研修について、国立公文書館がもう1歩踏み込む必要があるのかを検討した。

その結果から、行政機関の職員がアーカイブズ学研究者や国立公文書館職員から提起されている問題点を議論するには、国立公文書館が与えられた権限内で行政機関に対して、もう1歩踏み込んだ専門的技術的助言と研修を行う必要があると考えた。

なお、本論の内容を検討するに際して、行政機関の長が内閣総理大臣へ行政文書の管理状況を報告する『公文書等の管理等の状況について』並びに e-Gov「行政文書ファイル管理簿」、公文書管理委員会の議論などで開示されている情報等（いわゆる「オープンデータ」）を用いて、行政文書管理の事務について論じる。

本論で述べる防衛省の行政文書管理の実態についての理解や解釈・意見にわたるものは筆者の私見であり、筆者が属する組織の公式見解ではないことを申し添える。